

金森アームズ会則

1 金森アームズについて

(1) 金森アームズとは

町田市少年野球連盟に所属し、町田市金森地区、成瀬が丘地区を中心に活動している野球団体である。
アームズとは、arms (arm in arm: お互いに腕を組んで・力を合わせて) = 協力の心を意味する。

(2) 活動目的

- ①アームズの名のもと、団体活動での規律・協調性と健全な身体・精神を育成するとともに、野球技術の基本習得と技術向上を目指す。
- ②指導者においては、選手達の健全な人間形成と球団の円滑な活動を第一に、節度ある行動、ボランティア精神をもって活動することを念頭におく。

2 球団の組織、役員と役割

(1) 球団役員

- ①当チームは、次の役員を置く。
球団代表（1名）・球団副代表（若干名）・事務局長（1名）・審判部長（1名）・担当監督（若干名）。
- ②役員の任期は1年とするが、球団総会にて信任を受けることで任期延長が出来る。

(2) 球団意志の決定機関

①球団総会

- i 毎年1月に定期総会を開催し、年間の会計報告、役員承認、その他、球団検討事項の承認を行う。
- ii 総会は、役員及びコーチ・父母をもって構成する。
- iii 定期総会以外に、球団運営に重要な決定事項が生じた場合は、球団代表が臨時総会を招集する。

②監督コーチ会議

- i 毎月第一日曜日に球団代表が招集し、活動方針や重要事項の決定・連絡などを行う。
- ii 球団代表・副代表・事務局長・審判部長・担当監督・コーチが参加する。他に、希望者がいれば、自由に参加しても良い。
- iii 球団代表の判断により、必要に応じて、父母代表や球団会計補佐の参加をお願いする。

(3) チーム構成

町田市少年野球における学童の部の大会編成に沿い、6年以下、5年以下、4年以下、3年以下の計4チームで構成する。

①各チームには、監督、ヘッドコーチ、コーチ、学年会計、父母代表を置く。

②以下に該当する場合は例外処置となり、複数の学年にてチームを構成する場合がある。

- i 学年の選手数が大会登録必要人数に満たない、もしくは、大会当日の傷病欠で試合を放棄せざるを得ない懸念が生じる場合。
- ii 上部大会の選手登録で、下級生の選手育成上必要と判断される場合。

(4) 会則の改定

当会則の改定は、監督コーチ会議で検討した上、球団総会にて役員、父母の出席者の過半数の賛成を得て変更する事が出来る。

3 入団資格

(1) 入団資格

原則、町田市立南三小、南四小の学区域に住む小学生を対象とする。未就学児は認めていないが、新入学直前の場合は、監督コーチ会議での承認を得れば入団可能とする。

(2) 入団手続き

入団希望者は、入団申請書を球団に提出する。事情により退団する場合は、退会届を球団に提出する。

4 会費

(1) 会費の内訳

入会金 1000 円 (入団時のみ)

球団会費 2000 円/月

(2) 会費の用途

球団会費は、大会参加費、用具代、会議費、記念品などに使用する。

(3) 集金方法

各学年の会計が集金する。途中で退団する場合は、納入された球団会費は原則として返金しない。

5 傷害保険

毎年4月に、スポーツ傷害保険に加入する。

6 球団活動

当チームの主な活動は以下の通りである

(1) 町田市少年野球大会 (春季・秋季)、及びその上部大会への参加。

(2) その他連盟の大会への参加

① IBA 大会

② 関東団地野球連盟 (朝日旗、読売旗)

③ 東京三多摩少年野球連盟

④ 町田市団地野球大会

⑤ 支部大会

⑥ その他の新たな大会への参加については、監督コーチ会議での協議のうえ、参加可否を決定する。

(3) 夏合宿

(4) 新入団募集活動 (勧誘活動・体験練習)

(5) Tボール大会 (低学年リクレーション)

(6) 野球教室への参加

7 選手心得

- (1) あいさつは、立ち止まって大きな声で行う。
- (2) グランド内では大きな声でプレーし、走って行動すること。
- (3) 用具は自分の身体の一部だと思い、大切にすること。
- (4) 用具の手入れを欠かさず大切にすること。
- (5) 用具や荷物は整理整頓し、きれいに並べること。
- (6) 仲間への思いやりを大切にすること。その中からチームワークが生まれる。
- (7) 苦手なことにチャレンジし、つらいことにも立ち向かうこと。チャレンジなしでは成長がない。
- (8) 感謝の気持ちを持つこと。野球ができるのも周りの人々の支えがあるからである。
- (9) ユニフォームや髪型の身だしなみを整えること。
- (10) 集合時間の10分前には集合すること。

(改正履歴)

2015. 1. 25 改定

以上